号外第三十六号

令和 三月三十一日 (金曜日)

目 次

公 営 企

○青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する ○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 ○青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程………… ○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程………… ○青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程………… ○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規 ○青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程………… ○青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規 程...... (整備企画課) … 総病 同 同同同同 務院 課局 : : : : : 四  $\equiv$  $\equiv$ 

同

:

○青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があっ

た場合において直ちに開示することができる保有個人情報

同

:

Ħ.

公 営 企

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県公営企業管理規程第七号

# 青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

第一号) 青森県公営企業の組織等に関する規程 の一部を次のように改正する。 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程

七号)第八十二条第一項」に改める。 十七号) 別表第三第二十四号中 第十六条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十 「青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五

項」を 第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第百一条第一項」に改める。 に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、 条第一項」に改め、同号ハ中 三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三 律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、 別表第五第八号中「青森県個人情報保護条例」を 別表第四第十七号中 「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条 「青森県個人情報保護条例」を 「第三十五条第一項」を「第百一条第一項」に改める。 「個人情報の保護に関する法律」 「個人情報の保護に関する法 「第十六条第三 「第十六条第

### 則

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

### 青森県公営企業管理規程第八号

# 青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県公営企業文書規程 (平成二十五年九月青森県公営企業管理規程第四号) の 一

県個人情報の保護に関する条例 号」を 第五十三条中 「並びに個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び青森 「及び青森県個人情報保護条例 (令和五年三月青森県条例第三号」に改める。 (平成十年十二月青森県条例第五十七

### 附

則

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

### 青森県病院事業管理規程第二号

# 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

十号)の一部を次のように改正する。 青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条の四第三項に 第五条第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の

第十一条第一項第一号中「中央病院に勤務する」を削る。

改める。 第十二条第二項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に

二十二条の四第一項」に、 附則第八項中「八千百円」を「九千四百円」に、 「四千五十円」を「四千七百円」に改める。 「第二十八条の五第一項」を「第

別表第三のアの表中

二級一号給 一級五号給

二級一号給 級一 級一 一級一号給 級一一号給 七号給 七号給 を 二級五号給 一級五号給 級二一号給 級一五号給

級二 級二 一号給

級一一号給

級一五号給

級

七号給

に改める。

別表第三のウの表中 二級一一号給 級 一級五号給

を

別表第三のイの表中

級一一号給

級一五号給 級二一号給

級

七号給

級七号給

級

一一号給

一級九号給 一級一五号給

に改める。

を

二五号給 一五号給

一五号給

級一 級

級五号給

級一九号給 級 級二九号給 一九号給

に改める。

級九号給

別表第五のアの表中「中央病院薬剤部長」を 「地域医療室長」に、

総務課長」を 経理課長 | 総務課長 に、

「中央病院臨床検査・輸血指導監」を 中央病院薬剤部長 中央病院臨床検査・輸血指導監

「中央病院腫瘍放射線指導監」を 中央病院腫瘍放射線指導監 中央病院放射線診断指導監 に改める。

別表第五のイの表中

中央病院副院長 病院事業管理者特命補佐 つくしが丘病院長

中央病院医療の質総合管理センター長

医療管理監

三類

を

令和5年3月31日 3 ) 金曜日

> 中央病院医療の質総合管理センター長 医療管理監 中央病院副院長 病院事業管理者特命補佐 つくしが丘病院長 四類 類 に改める。

### 附 則

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

### 青森県病院事業管理規程第三号

## 青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院事業文書規程 (平成二十五年九月青森県病院事業管理規程第六号)の一

号)」を「並びに個人情報の保護に関する法律 森県個人情報の保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)」に改める。 第五十四条中「及び青森県個人情報保護条例 (平成十五年法律第五十七号) 及び青 (平成十年十二月青森県条例第五十七

### 則

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者

吉

田

茂

昭

### 青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院局職員就業規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)

用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 第二条第二項中 「第二十八条の五第一項」 を 「第二十二条の四第一 に改める 項 に 「再任

年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第三条、 第十九条、 第二十一条及び第二十六条中「再任用短時間勤務職員」 を 一定

### 附 則

(施行期日)

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

1

経過措置

2

び第四項の規定を適用する う。)とみなして、改正後の規程第十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)及 年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」とい 三十八号。以下「改正条例」という。)附則第二十六項に規定する暫定再任用職員 は、この規程による改正後の青森県病院局職員就業規程第二条第二項に規定する定 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第

3 短時間勤務職員等とみなして、改正後の規程第十九条第一項 係る部分に限る。)、第十九条第三項、 改正条例附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用 第二十一条第二項の規定を適用する。 (第一号及び第二号に

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者

吉

田

茂

昭

### 青森県病院事業管理規程第五号

# 青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院事業財務規程 (平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号) 0)

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第二十二条 第二十二条を次のように改める。

削除

則

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局の組織等に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一

号)の一部を次のように改正する。

事務を担当する副課長等又はあらかじめ運営部長の承認を得て課長等が指定する職 第三条及び第四条第七号中 第三十一条中「庶務を担当する課長(以下「庶務担当課長」という。)」を「当該 「地域医療課」を「地域医療室」に改める。

長」という。)」に改める。 第三十一条の三中「庶務担当課長」を「庶務を担当する課長(以下「庶務担当課 員」に改める。

別表第一中央病院の項中

中央診療部門 部門長、 部に部長、 統括臨床検査技師長、部長代行、 次長、病理指導監、 臨床検査・輸血指

長、 導監、薬剤指導監、 技師長及び副技師長

中央診療部門 監、臨床検査・輸血指導監、 部門長、 部長代行、副部長、技師長及び副技師長 部に部長、次長、 放射線診断指導監、 薬剤指導監、統括臨床検査技 病理指導

に、

める。

別表第一つくしが丘病院の項中

室 医療安全管理 室長、 次長

医療管理監

める。

室

医療安全管理

室長、

次長

に改

を

副部

を

別表第二中

策推進監 新興感染症対 る。 新興感染症対策の推進及び特に命ぜられた事務に従事す

を

医療安全管理 室長、

室

次長、医療安全推進官

室長、 次長

室

医療安全管理

医療管理監、 医学物理指導監、 地域医療情報推進監、 医療連携推進監、

新興感染症対策推進監 救

族支援推進監 急医療連携推進監、 急医療連携推進監、 医療管理監、 医学物理指導監、 新興感染症対策推進監、 地域医療情報推進監、 医療安全推進監、こども・家 医療連携推進監、

に改

を

に、

を

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

策推進監 新興感染症対 支援推進監 こども・家族 医療安全推進 る。 こども・家族支援の推進及び特に命ぜられた事務に従事す 医療安全の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。 る。 新興感染症対策の推進及び特に命ぜられた事務に従事す に、

導監 ション指導監 リハビリテー ション指導監 リハビリテー 放射線診断指 する。 する。 る。 放射線診断技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事す リハビリテーションの指導及び特に命ぜられた事務に従事 リハビリテーションの指導及び特に命ぜられた事務に従事 に、 を

企画官 官 医療安全推進 地域医療連携 医療安全の推進に関する指導及び調整の事務に従事する。 地域医療の連携に関する企画立案及び調整の事務に従事す を

企画官 地域医療連携 る。 地域医療の連携に関する企画立案及び調整の事務に従事す

に改

める。

附 則

こに公布する。 青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程をこ

令和五年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

### 青森県病院事業管理規程第七号

# 青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

森県病院事業管理規程第五号)は、 青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十九年三月青 令和五年三月三十一日限り、 廃止する。

青森県病院事業告示第一号

第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報) 平成十九年十月五日青森県病院事業告示第五号(青森県個人情報保護条例第二十条 令和五年三月三十一日限り、 廃止する。

令和五年三月三十一日

は、

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円 年週月・水・金曜日発行

| 青森市長島一丁目一番一号 | 青森市長島一丁目一番一号 | 青瀬田 | 東